

国不建第55号
令和5年5月23日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業法第24条の8第3項の規定による閲覧について

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第24条の8第1項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第7条の4の規定により、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請代金の額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の場合には、建設工事の適切な施工を確保するため、施工体制台帳を作成して、工事現場に備え置かなければならないこととされています。

また、法第24条の8第3項の規定に基づき、工事現場に備え置かれた施工体制台帳について、発注者から閲覧の請求があったときは、これを発注者の閲覧に供しなければならないこととされているところです。

今般、デジタル技術の活用による国民生活の利便性の向上等の観点から、同項の規定に基づく閲覧について、デジタル技術を活用した方法により行うことが可能であることを明確化しましたので、通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう適切な御対応をいただくとともに、貴団体傘下の建設業者に御周知いただきますようお願いいたします。

記

建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の8第3項の規定に基づく施工体制台帳の閲覧については、その目的を達成するため、特定建設業者は、電子メール等の手段により工事現場に備え置かれた施工体制台帳の写しを発注者に送付する方法で発注者の閲覧に供したとしても、同項に規定する発注者の閲覧に供したものとして取扱って差し支えない。

なお、デジタル技術の活用による国民生活の利便性の向上等の観点から、同項に基づく閲覧については、上の方法により行うことが望ましい。

以上